

藤沢市土地境界査定取扱規則について

オンブズマンは、市道と隣接民有地との境界確認業務に対して市民から申立てのあった苦情（内容は平成14年度藤沢市オンブズマン運営状況報告書35頁～36頁に掲載）を調査する過程で、担当課である土木部道路管理課が、1996年（平成8年）より、当該業務を行うにあたって、文言上の不備等を理由に、土地境界査定の手続を定める「藤沢市土地境界査定取扱規則」（制定：昭和33.3.29規則第40号。最終改正：昭和55.7.10規則第14号。以下、「本市規則」といいます。）の規定する各種様式（「土地境界査定願」、「土地境界査定立会通知書」など）とは異なる書式を独自に作成し、これを用いてきたという事実を知りました。

ところで、本市規則は、その文言上、別に定めのないかぎり、「市の管理する市有地」全般に適用されます（第1条）。そこで、オンブズマンは、広く市有地を所管する各所管課についても、調査を行う必要があると考え、本市全体において土地境界確認がどのような手続で実施されているかについて、個別の苦情処理とは別に、自己発意により調査を行いました。

その結果、平成12年度及び平成13年度に土地境界確認を実施した殆ど全ての所管課で、各所管課が独自に作成した書式あるいは隣接地所有者が作成した書式が用いられており、本市規則の規定する様式が用いられていないことが判明しました。また一部の所管課では、本市規則の定める手続の一部が省略されているケースも見受けられました。

市有地と民有地との境界確認は、一般に、行政庁の優越的地位に基づく権力的な意思活動である行政処分ではなく、市と隣接地所有者とが対等な立場で協議し、両者の合意によって成立するものと解されています。従って、本市規則の定める様式とは異なる任意の書式が用いられた場合であっても、市と隣接地所有者の間で合意があれば、土地境界確認は成立することとなります。

しかし、たとえ行政処分に該当しない業務であっても、行政が業務の執行にあたって当該業務の手続を定める規則等に従わなければならないこと、また従うべき規則等に不備があることが判明した場合には、早急に当該不備を是正する措置を講ずべきことは言うまでもありません。特に市有地と民有地との境界確認をめぐる場合は、トラブルが発生しやすく、過去にも市民からオンブズマンに対して苦情申立てがなされたことが幾度となくあります。このような紛争を未然に防ぐという意味でも、市有地と民有地との境界確認の手続を適正な形で整備し、市民に明示する必要性は大きいと言えます。

そこでオンブズマンは、各所管課に対して、以上のオンブズマンの考えを伝えると共に、道路管理課を中心として、早急に本市規則の改正作業を行うよう強く要望しました。その結果、市が本市規則の改正作業に着手したことが確認できましたので、オンブズマンは、今後の改正作業を見守ることとし、本件調査を終了することとしました。

以上

- ※ なお、平成14年度にオンブズマンの発意に基づいた調査を終了しました藤沢市土地境界査定取扱規則の件（平成14年度藤沢市オンブズマン制度運営状況報告書26～27頁参照）について、同規則の全部を改正した藤沢市土地境界確認取扱規則（平成15年藤沢市規則第1号）が平成15年6月27日に制定され、同年7月1日から施行されたことを報告します。